

第19回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成24年2月27日（木）18時30分から20時40分
- 2 開催場所 新ごみ処理施設現場事務所 大会議室
- 3 委員出欠 出席 25人（欠席者4人）
出席委員 石坂卓也（副会長）、伊地山和茂、小林又市、小林義明（会長）、
小松日出雄、小松増美、佐々木善信、嶋田一夫、清水八千代、田中一枝、
馬部昭二、牧野隆男、増田雅則、町田宇平、野納敏展、山添登、山本益雄、
和田純男、浜三昭（副会長）、内藤和男、澤田忍、荻原正樹、佐藤昌一、
高畑智一、長岡博之
- 4 出席者
事務局 田中實、深井恭、奥山尚、飯泉研、和田良英、飯高秀男
J F E エンジニアリング株式会社
パシフィックコンサルタンツ株式会社
- 5 傍聴者 4人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
第4回ふじみ衛生組合地元協議会施設見学の結果について
- 3 協議事項
ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について
- 4 その他
(1) その他報告
 - ・新ごみ処理施設建設工事進捗状況について
 - ・第2回新ごみ処理施設建設工事見学会について
(2) 次回日程
- 5 閉会

【配付資料】

議事次第

【資料1】 第4回ふじみ衛生組合地元協議会施設見学の結果（当日席上配付）

【資料2】 協定書締結までの今後の進め方の確認

【資料3】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）

【資料4】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の課題

【会議録】

18時30分 開会

1 開会

事務局：【配付資料の確認】

2 報告事項

第4回ふじみ衛生組合地元協議会施設見学の結果について

会長：ここから私が議事進行をさせていただきます。会議の時間なのですが、8時半までと予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は25名の委員の皆様のご出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

説明のため、パシフィックコンサルタンツとJFEエンジニアリングの出席をいただいております。

報告事項、第4回ふじみ衛生組合地元協議会施設見学の結果について、本日、席上に配付された資料ですが、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは資料1をごらんください。2月23日に施設見学を実施した結果をまとめたものでございます。

住民委員の皆さん15名の参加をもちまして、施設見学を行いました。下の四角の中に、多摩ニュータウン環境組合と三鷹市環境センター、ふじみ新ごみ処理施設の施設概要について比較できるように表にまとめてございます。多摩ニュータウンのほうから、概要の説明があったわけです。多摩ニュータウンのほうは、現在、八王子、町田、多摩市——八王子市と町田市は、多摩ニュータウンの区域になります。多摩ニュータウンの区域だけなので、多摩市が全域ということになります。その処理人口ですが、25万4,446人と

いうことに、今現在はなっております。これは今、八王子のほうの要請を受けて若干増えているかとは思いますが、今現在の状況でございます。三鷹市のほうは17万9,533人で、ふじみのほうは三鷹と調布を合わせた人口ということになります。40万人を超えた数字になっております。これは、今日お配りしました事業概要から抜粋して、それを足し算して記載したものでございます。

裏側を見ていただきますと、可燃ごみの処理量ということでございます。多摩ニュータウンは8万119トンということで、これは調布市のごみを含むということになります。三鷹市環境センターは3万2,825トン、これは3,751トンの調布市のごみも含んだ数字でございます。三鷹市と調布の可燃ごみの量というのは、今日お配りしました事業概要の中で計算していただければわかるかと思いますが、現在のところでは6万7,352トンということで、これは廃プラスチックも含んだ数字でございます。

その下、発電でございますが、多摩ニュータウンのほうは3,850キロワットということでございまして、それに比較してふじみの場合は5,000キロワットとなっております。発電効率としても、多摩ニュータウンのほうは15.5%ですが、ふじみのほうは21%とさらに高効率になっているということです。

それから、自主規制値の部分でございますが、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシンということでございまして、ダイオキシン以外はふじみが一番低い数値ということになりますが、ダイオキシンについては多摩ニュータウンの場合はかなり低い自主規制値を定めております。

このようなことで、私どものほうで質問をした内容を含めまして、比較表を簡単にまとめたものでございますが、多摩ニュータウンのほうにあらかじめ質問を出して回答をいただいた冊子については、席上にお配りさせていただいた質問回答書という冊子がございます。それに多摩ニュータウンからの回答が入っております。こちらのほうはごらんいただきたいと思います。

それと、下段のほうは、当日質問された内容でございまして、まず1点目は放射能対策、対応はどのようにしているかという質問でございました。これについては、多摩ニュータウンでは測定は月1回ということで、空間線量は敷地の東西南北で行っている。主灰、飛灰は数値がずっと下がってきていて、昨年暮れで1,000ベクレル、ことしに入って1月は700ベクレル

に減ってきているということで、測定当初はもっと高かったようです。そうした数値は、多摩ニュータウンのほうでは、席上に今日配らせていただきましたが、「たまかんニュース」で発表しております、そちらにその測定結果を入れております。それを開いていただきますと、測定の結果が出ております。

Q2は発電能力でございますが、8,000キロワットということで、これは2炉を部分運転したときにはもう1,000キロワットあるらしいのですが、基本的には3炉運転の数値であるということで、8,000キロワットです。発電能力として8,000キロワットだということで回答があったのですが、能力は2炉でも8,000キロワットあるということでございますが、通常、1炉運転で3,000キロワット、2炉運転で6,500キロワットいくかないかというような回答でございました。

今現在、多摩ニュータウンは200トン炉が2炉でございますが、施設そのものは3炉の施設、余裕がある施設になっておりまして、1炉分は施設整備計画を凍結しているということでございました。

それから、広域支援について、個別訪問ということで対応しているということですが、どのようにしているのかという質問でございました。これに対しまして、向こうで、緊急を要する場合とか構成市間の応援処理というのは、構成市は先ほど言いました八王子市と町田市、それらの応援処理については、半径1キロ以内の3,000世帯に個別訪問して周知、了解を得ているということでございました。通常は説明会を開くということで、緊急を要する場合は、逆に言うとそういうものは開いていないということでございます。

それから放射能の緊急時の対応はという質問でございます。先例として参考になるというものをお聞きしました。8000ベクレルを超えれば保管しますと。これはそういうふうになっていますので保管しますと。安全衛生面などを考慮し、保管してからのマニュアルを、今、策定中であるというところでございます。

それから、放射能測定でセシウムが飛灰に多いのはなぜかというご質問でございました。これは先ほど言いました「たまかんニュース」を開いていただきますと、放射能の測定結果が出ております。飛灰と主灰の数値が入ってございます。一番右の合計欄のところを見ていただきますと、飛灰と主灰の数値が入っております。明らかに飛灰側は、平成23年7月6日は2,170

ベクレル、最後のほう平成23年11月15日で1,008ベクレルという数値でございますが、主灰のほうは251から134ベクレルというふうに、1けた下の数字でございます。これについて、なぜかというような質問でございました。

このアンサーについて、その場では出なかったのですが、確認した結果、セシウムについては沸点が671℃ということなので、通常はほかの水銀等の重金属と一緒に、蒸気側、要は飛灰側に入っていくと。そして、最終にはバグフィルターで飛灰を捕捉するわけですが、そのときにバグフィルターがかなり傷むので減温をする。この辺は皆様方もストーカ炉を勉強なさっているのご存じかと思いますが、バグフィルターに入る手前で200度以下の温度に下げます。そしてバグフィルターを通過していく。そのときに、沸点が671度ですから、当然また固化するということになります。セシウムも一応は重金属の一種でございまして、それがいろいろなほかのばいじん類と一緒にバグフィルターに捕捉されるということで、飛灰側にほとんど入るといってございまして、ですから、100%近い、今日お配りしたパンフレットにあります、99.99%捕捉されるというのはこうした所以でございまして。

このような形で、施設見学をした結果ということでまとめさせていただきました。

- G 委員： 1点修正がございまして。当日質問、多摩ニュータウン環境組合の3つ目、クエスチョンの3でございまして。広域支援について個別訪問とあるが対応をどのようにしているかというところなんです。「緊急を要する場合及び構成市間の応援処理は半径1キロメートル内の自治会会長宅に個別訪問し、回覧板等により周知をして了解を得ています」というふうなことでした。個別訪問するのは3,000世帯すべて訪問するのではなくて、自治会会長宅に個別訪問するものでございまして。

3 協議事項

ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について
会 長： それでは協議事項に移らせていただきます。ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に係る協定書（たたき台）について。

まず、今後の進め方について、前回、事務局から提案がありました。それ

についていろいろご意見をいただきまして、正副会長一任ということで前回は終わらせていただきまして、副会長とも協議した結果、とりあえず事務局の提案どおり進めていくことといたしました。

もう1回確認しておきたいと思いますので、説明をさせていただきます。資料2をごらんください。読み上げます。①協定書の条文内容は、相互に関係する部分が多く、前回の地元協議会の冒頭で確認したように、全体を通して課題となる点を把握し、それを整理した上で、総括的に協議、調整していく進め方で進行していきます。②委員の皆さんのご意見を踏まえ、課題点については6月にまとめてお出しするのではなく、各章ごとに整理、記録したものを地元協議会（課題点をお出しいただいた次の会議）でお示しした上で、6月からの課題点の総括協議の中で十分に協議していきます。

そのように進めていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

つきましては、今日は皆さんからのご意見、ご提案として出されました第2章の課題等について事務局でまとめておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

G 委員： お手元の資料4、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の課題という表題の、A4横書きのものをごらんいただきたいと思います。前回、この地元協議会で課題が幾つかあるということが出されました。その課題の再度確認と、事務局としての対応の方向性について表にまとめましたので、ご報告をさせていただきます。

まず第1章、総則で、第2条の3。課題といたしまして、両市のごみ処理基本計画の検討に地元協議会の代表を参加させてほしいという課題でございます。これに対しまして、対応の方向性といたしましては、ふじみ衛生組合は両市のごみ処理基本計画について情報提供に努めます。ごみ処理基本計画への参画については検討します、ということです。

第3条の2、相互支援協定先を特定すべきであるということ。そして、報告ではなく事前協議とすべきであるというご指摘をいただきました。この対応の方向性でございますが、三鷹市、調布市との調整が必要であり、課題点の協議において考え方を示します、ということで、全体のスケジュールの中で、6月から課題点の協議に入りますので、その段階において、皆様に考え方をお示ししたいと考えているところでございます。

続きまして第2章、環境保全対策の部分でございます。これは課題の整理とは違うのですが、別表が1、2、3とありまして、それぞれ、事務局はこの別表を使い分けているのですが、皆様はどの別表がどういう意味があるのかというのがなかなか説明不足でご認識いただけなかったと反省しているところでございます。まず課題の整理に入る前に、別表の説明をさせていただきます。

まず別表1でございます。新ごみ処理施設の煙突から排出される排出ガスの基準です。新ごみ処理施設の設計基準であり、基準を超えた場合はごみ処理施設の稼働を停止する項目です。要するに、別表1の数値を超えた場合は新ごみ処理施設をとめるというものでございます。

今まで皆様からいろいろご提案をいただいた、例えば周辺大気の基準を、別表1に加えてほしいというようなご要望もあつたかに記憶しておりますが、あくまでもここは、新ごみ処理施設の煙突から排出される排出ガスの基準を別表1に定めております、ということをご認識いただければと思います。

続きまして別表2でございます。ふじみ衛生組合から発生する騒音、振動、臭気、排水についての基準です。国等の基準が定められた項目であり、基準を超えた場合はふじみ衛生組合として対応、改善が必要となる項目ですが、基準を超えたからといって直ちに施設の稼働を停止する項目ではありません。その点が別表1とは違うところでございます。別表1の場合は、超えた場合は稼働を停止する。別表2は、対応、改善はしますが、直ちに稼働を停止するというわけではないというところが違います。

続きまして別表3でございます。ふじみ衛生組合の周辺大気について調査する項目でございます。ふじみ衛生組合の周辺大気を調査しまして、新ごみ処理施設の稼働状況と相関関係があるかどうかを調べるというものでございます。稼働しているときととまっているときとを比べて、どのようにこの周辺の大気に影響しているのか、影響していないのか、そういった関係を調べるために設けたものでございます。市民の皆様にご安心していただくために行うものでございまして、実施の有無を含めまして、この地元協議会で議論を踏まえ、定めたいと考えております。これが別表3の位置づけでございます。

今後、いろいろな項目について、「こういうのをやってほしい」というようなご要望があると思います。そのような場合、この別表1に該当するのか、別表2に該当するのか、別表3に該当するのかをお考えいただいて、もしこ

の3つに当てはまらないようでしたら、また別の別表をつくるという形で進めさせていただければと思います。別表4、別表5という形で別表を増やしていきたいと考えているところでございます。

それでは、課題の整理のほうへ入ります。

B 委員： この表について質問をいいですか。これは要するに、焼却炉が対象ですか。不燃物のほうはどうか。例えば臭気はどうかのですか。どちらへ入るのですか。

G 委員： まず別表1につきましては、新ごみ処理施設でございます。別表2については、ふじみ衛生組合から発生する騒音、振動、臭気、排水ですので、これは新ごみ処理施設も不燃ごみ処理施設も含まれます。これはあくまでも、主語はふじみ衛生組合でございます。

B 委員： 1は可燃物だけれど、あとは全部入ると。

G 委員： 別表2はふじみ全体でございます。

B 委員： そうですね。3もそうですね。

G 委員： 3はふじみの話ではなくて、周辺の大気でございます。

B 委員： はい、わかりました。

G 委員： それでは裏面をごらんいただきたいと思います。

第5条でございます。第1項、「可能な限り」を削除すべきであるという意見をいただいております。それにつきましての方向性ですが、これは削除いたします。

続きまして第2項、「できる限り」を削除し、緑化の具体的な数字を記入すべきであるというご意見でございます。これにつきましては、「できる限り」の部分については削除する方向で文言を整理したいと思います。なお、具体的な数字を入れるかどうかというのは、現時点では保留させていただきます。参考までに、ふじみ衛生組合では緑地率30%を目標としております。

続きまして、景観だけでなく、構内における車の渋滞を防ぐよう最大限努力するとの内容を加えるべきであるというご意見でございました。これにつきましては、「構内における車の渋滞を防ぐよう最大限の努力をする」との内容を加える方向で、第9条で文章を整理したいと考えております。

続きまして第6条でございます。遵守事項は、別表1ばかりでなく別表2など、法に基づく事項がほかにもあるのではないのでしょうかというご意見でございます。これにつきましては、法令等の遵守は第2条の2に既に記載し

ておりますので、ご確認いただきたいと考えております。

続きまして、別表1の項目に、放射能、一酸化炭素、二酸化炭素、ばいじん中の重金属、気象データを加えるべきというご意見でございます。これにつきましては、先ほど別表のご説明をさせていただきましたとおり、別表1につきましては、新ごみ処理施設の排ガスの基準でございますので、ばいじん中の重金属、気象データ等についてはなじみませんので、放射能等の項目につきましては別の条文、または別表の追加等により対応することとしたいと考えております。

続きまして、測定時に立ち会いをさせてほしいというご意見でございます。これにつきましては、立ち会いが可能な測定項目については検討したいと思っております。これは第6条でご指摘をいただきましたが、第7条にも関連していますので、第7条とあわせて検討したいと考えております。

続きまして、第7条、第1項、別表2の測定回数が少ないのではないのでしょうかというご意見でございます。これにつきましては、必要に応じ追加測定を行いたいと考えております。なお、測定回数については、第7条第2項に「協議する」という文言がございますので、この第7条第2項の協議によることとしたいと考えているところでございます。

続きまして、敷地境界の調査は東西南北で行い、近隣が納得するように位置を明確にすべきであるというご意見でございます。これにつきましては、敷地境界の調査は東西南北で行うこととし、位置については協議したいと思います。具体的な位置については、今後協議をしたいと考えております。

続きまして、別表3、最大着地点の定点で、気象条件を含む常時観測を行うべきであるというご意見でございます。これにつきましては、環境影響評価における最大着地濃度出現地点付近での測定を行うこととしたいと思っております。なお、測定方法等については、今後検討していくことといたします。

続きまして、第9条でございます。別表4、円滑な構内交通の確保から、Dゲートを追加すべきであるというご意見でございます。それと、その逆で、構外交通、自転車や歩行者等の事故のリスクから、ゲートを増やすべきではないというご意見をいただいております。この2つのご意見についてでございますが、交通動線計画につきましては、第10回地元協議会において、交通に不都合が起きたら直ちに修正するとの条件つきで事務局案に賛成するという結論が既に出しております。したがって、事務局案はDゲートを使わ

ないという案になっていますので、事務局としてはこのままで進めさせていただきたいと思っております。なお、第10回の地元協議会での結論でございますので、今回初めて委員になられた皆様には、この辺の過去の経過が説明不足で、大変申しわけなかったと反省しているところでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、ゲートに交通整理員を配置してほしいというご要望でございます。これにつきましては、配置する方向で検討いたします。

続きまして、9条までにはないのですが、条文または別表の追加というご意見をいただいております。飛灰、主灰、排ガス、排水の放射能、敷地四隅、バス駐車場——これは見学者用のバスの駐車場でございますが、での空間放射線量を測定すべきであるというご意見でございます。これらの、放射能等の項目につきましては、別の条文または別表の追加等により対応することとしたいと考えております。

それから、測定結果の評価を加えるべきであるというご意見をいただいております。これにつきましては、第3章にその辺の条文が出てまいりますので、今後、第3章とあわせて検討したいと考えております。

b 副会長： 私のほうから、この2章等に関連いたしまして、本日お配りしてごさいます資料をこの段階で説明させていただきます。「宮城県女川町の災害廃棄物の処理に関する基本合意書」という資料をお配りしてあるかと思っております。

私のほうで基本合意書について、最初の冒頭部分は読み上げさせていただきます。

宮城県女川町の災害廃棄物の処理に関する基本合意書。東京都市長会、宮城県女川町、東京都及び宮城県は、宮城県女川町において発生した、東日本大震災により特に処理することが必要となった一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という）のうち、広域的に処理することが必要かつ可能である災害廃棄物について、多摩地域の市の区域に所在する清掃工場において、円滑に処理できるよう相互に協力することに合意する。

こちらについては平成23年11月24日ということで、東京都市長会会長、それから宮城県女川町長、東京都知事、宮城県知事という形での基本合意書となっております。

こちらにつきましては、同様の基本合意書が、東京都市長会とは別に、二十三区の区長会とも同様のものが結ばれております。こちらについて情報提

供をさせていただきたいということで、本日、資料説明をさせていただきたいと思います。

次のページをめくっていただきますと、災害廃棄物の受け入れ対象施設の条件についてということでございます。

まず、基本的に、この基本合意書につきましては、東京都全体が宮城県の災害廃棄物の処理を受け入れるという、そういう全体の流れの中でこの基本合意書が交わされているものでございます。

その受け入れ対象施設の条件ということでございますが、そこに記載のとおり、「次のすべてを満たすこと」ということで記載がでございます。1日当たり100トン以上の能力を有する施設。②としまして、十分な能力を有する排ガス処理装置を有する施設。③ダイオキシン規制値が0.1ナノグラム-T E Q、立方メートル当たりです。ナノグラムというのは10億分の1グラムでございます。または1ナノグラム、立法メートル当たりの規制値を設けている施設。それから④発電設備を有する施設ということが、この東京都の災害廃棄物の受け入れ事業の、いわゆるスキームにおける条件という形になっております。

このような条件を満たす施設、二十三区内には約20カ所の清掃工場がございまして、多摩地域におきましては、現在7カ所の、この要件を満たす清掃工場がございまして、なお、ふじみにつきましてはまだ完成しておりませんが、平成25年4月の稼働後につきましては、多摩地域で8カ所目という形になる予定でございます。

それから、発電施設を有する施設とすることの理由については、そこに書いてあるとおりでございます。廃棄物発電等の有効利用、それから電力需要の逼迫等の条件ということで、サーマルリサイクルを図るという考え方で、東京都全体でこのような考え方で進めているところでございます。

前後して恐縮ですが、その後、東京都全体の廃棄物の処理の受け入れという形での全体像が書いてある資料が、全部で2枚、4ページでございます。そこにありますように、11月24日、基本合意の締結ということで、区長会、市長会、女川町、それから宮城県、東京都という形で締結しているというものでございます。処理協定の概要につきましては、平成23年11月24日から平成26年3月31日までが、現段階での協定期間となっております。

具体的な処理のものです。3番にありますように、宮城県女川町からの災害廃棄物ということで、約10万トンという予定でございます。搬出期間については平成23年12月からという形になっておりますが、既に都内の2カ所の清掃工場におきまして、試験の焼却をしたという形になっております。それから、運搬方法は鉄道貨物、処分方法は都内の清掃工場での焼却処分という形になっております。

スケジュールにつきましては、そこに記載のとおり、試験焼却が12月中旬です。それから公表、それから住民への説明、受け入れ開始というのが2月以降という形になっております。なお、二十三区内の清掃工場におきましては、2月3日から説明会を実施しておりまして、大体、今月いっぱい説明会等が開かれているという状況でございます。

続きまして、次の宮城県における災害廃棄物等の放射能測定結果でございます。災害廃棄物ですが、平成23年8月3日の段階で、キログラム当たり133ベクレルという測定結果が出ております。また、焼却灰等で、現地で焼却したときの測定結果がそこに出ております。女川町は石巻の隣ということでございますが、石巻広域クリーンセンターでの結果でございます。施設概要は記載のとおりで、混合燃焼率、災害廃棄物を約20%含めた焼却で測定した結果でございます。9月8日、混合燃焼時2,300ベクレル/キログラム。それから通常時、災害廃棄物を入れない通常のもので、9月1日のときは2,200ベクレル/キログラムという形でございます。排ガスからの放射性物質の検出等は、いずれも石巻広域クリーンセンターで不検出という形になっております。なお、受け入れ基準でございますが、そこに環境省のものを適用するという示されております。

参考データについては、これまでの二十三区、それから多摩地域の市町村での、それぞれの焼却灰、排ガスの検出結果等が載っております。

その右側は、別紙2と書いてあるものですが、女川町からの受け入れの流れでございます。仮置き場から破碎選別エリアというところに入りまして、それについて鉄道貨物で都内の自治体清掃工場に入るという形。焼却灰については、二十三区内については埋め立て処分場——これは中央防波堤内の埋め立て処分場、それから多摩地域については、日の出町にあるエコセメント化施設という形になっております。

右側のところ、事前の性状把握等でございます。そのような形で、海水等

の部分が含まれておりますが、ダイオキシン等については、基準よりも非常に少ない形での測定結果が出ているということでございます。放射能については先ほどのとおりでございます。2,300ベクレル／キログラムという形でございます。

それから、搬出時の対策でございます。そこに記載のとおり、東京都の環境整備公社（常駐）による受け入れ監視という形になっております。まず、選別エリア等で、アスベスト等の有害物質、危険物を、手選別も含めて除去した後、そこにおいて空間線量を測定します。搬出時につきましては、ストックヤードにおいて遮蔽の線量率の放射線をはかるということと、同時に、それぞれのコンテナごとに、空間放射線量をはかるという形で、3段階のチェックをされたものが鉄道で運ばれてくるという流れになっております。それから、その下でございますが、都内の自治体等の清掃工場におきましては、必要なモニタリング、放射能測定で確認するという形でございます。

次の、裏側のページですが、これが東京都の受け入れ全体の流れということでございます。被災地、東京都、(財)東京都環境整備公社ということで、それぞれそういう役割を果たしながら、運搬については、今回、今現在の女川のもは鉄道貨物ですが、そういう形で、船舶、鉄道貨物、陸送という形になっております。処理については二十三区及び都内市町村、または一部事務組合、あとはそれぞれ民間の施設等という形になっております。

それから、一番最後についている別の資料でございます。こちらにつきましては、2月17日に開かれましたふじみ衛生組合議会の中でもご説明したとおり、私ども、ふじみ衛生組合につきましての姿勢でございますが、1枚目の基本合意書に基づきまして、多摩地域につきましてはすべての市町村がそれに協力することに合意するという形になっておりますので、ふじみ衛生組合としましても、この基本合意書に基づきまして、東京都の全体の計画の中で、将来的には受け入れをしていく姿勢ということで考えてございます。

しかしながら、私ども、平成25年4月と、稼働がまだ先でございます。逆に、それぞれこの該当する都内二十三区の20カ所及び多摩地区の7カ所については、今後順次受け入れをしていくということで、今、説明会をスタートしているところでございます。私どもにつきましては、まず、皆様の安全が第一だと考えております。そのところは先行する事例をよく検証しながら、きちんと把握したいと考えております。

それから、受け入れに当たって、まだ先の話ではございますが、当然、具体的な話が来たときには、地元の皆様への情報提供及びご理解を得るような形での説明会等も含めた開催、もちろん議会の皆さん、委員の皆様等を含めた、市民全体の皆様のご理解を得ながらという形での、まだいろいろな段階を経てという形で考えております。

なお、この最後のページのものについては、私どもは基本的にまだ建設中ということをごさしまして、建設費に対する国の補助金を今、申請しているところでございます。その補助金の一部として、国の第3次補正予算に伴いますもので、循環型社会形成推進交付金、これは同様の名称の交付金でございますが、その補助金を受けるという形になっております。その中で、これまで受けている同様の補助金も、私どもはきちっと受けていきたいということがございまして、申請している段階でございますが、そのうち、国の第3次補正予算にかかる補助金につきましては、ここに記載のとおり、補助金以外の自己負担分——私どもは起債と申しますが、わかりやすく言うと借入金、借金をしながら建設費に充てていく予定でございましたが、その第3次補正予算にかかる部分についてのみ、この国の震災復興特別交付税が支給されるという全体の流れになっております。これは12月2日に施行された省令でございます。

そういう関係で、通常、建物に対して、補助率は、高効率発電分が2分の1、それ以外の熱回収部分が3分の1の補助率でございますので、トータルしましても全体の4割弱が補助金で、残りが起債あるいは一般財源を使って、私どもの自治体が負担する部分となっておりますが、この第3次補正部分に限って、自己負担部分についても特別交付税が支給されるという形の省令になっております。こちらについては、ふじみに直接交付という形ではなく、両市に配分されるということでございます。

一応、全体の流れがそのような形になっておりますということを、2月17日のふじみ議会の中でもご説明させていただきましたので、この地元協議会の皆様にも、現在、東京都全体の流れ、それからふじみとしては基本合意書に基づいて、将来ではございますが、協力をしていくというところで考えております。

なお、もう1枚のパンフレットにつきましてはG委員より説明させていただきます。

G 委員： お手元のカラーのパフレット、環境省が出しております「津波被害による岩手県・宮城県の災害廃棄物の受け入れについて」というものをごらんいただきたいと思います。今日はポイントだけご説明申し上げまして、後ほどご自宅に帰ってから目を通していただければと思います。

まず1ページ目をお開きください。災害廃棄物が大量に発生して、大きな問題になっていますということでございます。岩手県で約11年分、宮城県で約19年分の災害廃棄物が発生しております。先ほど、b副会長からご説明がありました女川町につきましては、115年分と聞いております。とても1つの町で115年分を処理することは不可能でございますので、今回、東京都に広域支援をお願いしたいという話が来たものでございます。

続きまして3ページ、災害廃棄物の安全性でございます。3ページの地図を見ていただきたいのですが、今回、東京都が受け入れを行うということで合意書を結びましたのは、岩手県と宮城県でございます。岩手県と宮城県は、地図の上では白いところですので、放射能が非常に少ないところでございます。東京都内と比べても変わらないということでございます。

昨年の3月11日に東日本大震災が発生しましたが、風向きは北風が中心でした。北から南に風が吹いていますので、どちらかという福島から下、南の部分が、放射能が届いた部分ということで、逆に福島から北については、福島から近い距離であってもさほど放射能が届いていないということです。高くないということがこの地図でも読み取れると思いますし、その右側の表、東北沿岸部の数値、それから関東圏の数値、東京と比べていただいてもほとんど同じような数値だということが言えるのではないかと思います。

では実際に、どのような安全の基準があるのかが、4ページに書いてございます。今回、将来的に可燃物を受け入れるとなった場合の基準でございますが、4ページの上にもございますとおり、可燃物の場合は、放射性セシウムの濃度が1キログラム当たり240から480ベクレル以下のものが広域処理の対象の目安となるということですから、これを超えている災害廃棄物について、要請は来ないと認識しているところでございます。240から480ベクレル以下ということですが、こういったレベルの廃棄物であれば、それを焼却した後の灰の中の放射性セシウムも、1キログラム当たり8,000ベクレル以下になるということですので、周辺の住民の皆様はもとより、最も影響を受けやすい埋め立て作業員であっても、一般公衆の年間線量限度

である1ミリシーベルトを下回るということになります。このレベルであれば問題ないだろうということで、安全の基準として定められております。

では、なぜ240から480という幅があるのかということですが、これは焼却炉の形式によって違います。240というのはストーカ炉でございまして、ふじみ衛生組合の新ごみ処理施設はストーカ炉でございまして、この240という厳しいほうの基準になります。480というのは流動床炉の基準でございまして、ふじみ衛生組合の近くで流動床炉を採用しているところとしては、例えば渋谷の清掃工場とか豊島の清掃工場がございまして、そういうところの基準は480ということです。なぜ違うかということ、これは濃縮のされ方が違うということで、放射性物質は最終的には焼却灰や飛灰に濃縮されるのですが、ストーカ炉のほうが濃縮されます。逆に言うとそれだけ、灰の量が少ないと言えるかもしれませんが、放射性物質は半減期というものがあるのは皆さんもご存じだと思いますが、通常、半減期で半分放射能は減るのですが、今日、明日に急に減るわけではございません。基本的には放射性物質がどこかへ行ってしまうわけではないんです。後にも説明が出てまいります、基本的に煙突の出口からは出ていません。ではどこにその放射性物質が行ってしまうのかということ、それは焼却灰や飛灰の中に入ってくるということになります。ごみに含まれている放射能の量が同じだとすれば、焼却灰や飛灰の少ないほうが、同じ量の放射能が入っているので、放射能濃度は濃くなります。それが濃縮されるという意味です。

ですので、ストーカ炉のほうが灰が少ない分、1キロ当たりの灰に含まれる放射線量が増えてしまうということになりますので、廃棄物について厳しい基準が適用されるということですが、ただ、こういった基準がありますので、これ以下のものを受け入れるのであれば問題はないという基準でございましてということが、4ページに書かれているところでございます。

5ページ、6ページは、先ほどb副会長から説明がありましたとおり、実際にどうやって処理をするのかということですが、

放射能の濃度というものを、安心のためには知らなければいけないということですので、まず放射能の濃度を測定するということがございます。先ほどb副会長から、3回放射能を測定しますということがございました。まず1回目が選別エリアでございまして、災害廃棄物は、仮置き場から選別する作業所にまず持ってまいります。女川町の中にも、その選別する施設があるわ

けですが、まずそこに持ってきたときに、選別しながらはかるということです。選別は手選別、手で選別しますので、そのときにベルトコンベアの上にごみを流します。それを、リサイクルできるものとできないものに手で選別します。そのときに、1ライン、1つのベルトコンベアについて3地点で放射能の測定を行うということです。それも1時間ごとに行うということです。そこまで厳密に測定をしましょうということです。

そして、選別したものは一時ストックヤードにストックいたします。地面に直接置くわけではなくて、ストックヤードにコンテナを用意しまして、コンテナの中に災害廃棄物を入れるわけですが、そのコンテナ単位でストックするときにまたはかりましょうということが2段階目。そして3段階目として、実際にそのコンテナを東京へ運んでくるわけですが、そのコンテナを搬出するときに3回目をはかりましょうということで、3度の放射線測定を行いまして東京に来るということになります。

東京に来ましたら、先ほどb副会長から説明がありましたとおり、それぞれの受け入れ先のほうで自主的に放射線の測定を行うということでございます。そして、焼却をするということになります。

焼却をしたものにつきましては、この多摩地域は日の出町の二ツ塚処分場の中にごございますエコセメント化施設のほうへ行くわけですが、エコセメント化施設のほうでも受け入れの基準がございます。焼却灰や飛灰について、1キログラム当たり8,000ベクレル以下のものしか受け入れませんということがございますので、当然のことながら、これは災害廃棄物を受け入れる、受け入れないにかかわらず、ふじみ衛生組合では焼却灰、飛灰について放射線量を測定して、計量証明をつけて、日の出町のエコセメント化施設のほうへ持っていくということになります。このような、三重、四重の放射線測定を行いまして、安全なものだけを処理するということになります。

5ページですが、ではどうやってこの放射線物質を大気へ出さないようにするのかというイメージ図でございます。最新の焼却炉につきましては、ダイオキシン類対策等のために、焼却施設には排ガス中の微粒子の灰を除去する高性能の排ガス処理装置、バグフィルター等が備わっております。ふじみ衛生組合が採用いたします焼却炉も、このバグフィルター、ろ過式集塵機が備わっております。これによりまして、放射性セシウムもほぼ100%、99.99%というような形で除去できまして、大気中への放射性セシウムの放

出を防ぐということでございます。右側に図が書いてあります。

東京都内の各清掃工場でも、排ガスの測定を行っておりますが、どこの清掃工場も測定限界値以下ということで、実際に測定された事例はございません。外には出ていませんが、先ほど言ったとおり半減期が来ないと半分に減りません。それではどこに入ってしまったのかというと、焼却灰とこのバグフィルターでとらえた飛灰、集塵灰の中に入っているということです。これについても、8,000ベクレル以下のものでなければ日の出町のエコセメント化施設で受け入れてもらえませんので、放射線量をはかるということになるわけでございます。

B 委員： 1点目は、この間、ふじみの議会を傍聴させていただきましたが、東日本支援ということで、国の予算からふじみ衛生組合は交付金を受けることになりましたという説明があったのですが、交付金を受けるということは、やはり協力しなければいけない、当然だと思うのですが、私は多分焼却だけだろうと思うのですが、畳とか木材と書いてありましたが、そのほかにアルミとかそういうものはあるのですか。

それで、当然、交付金を受けると自動的にやらなければいけないですね。既に都区内の20か所の清掃工場とか、多摩のほうも7工場が受け入れる。ふじみは、あなたの説明だけれども、まだ1年先だというような話をしていたのですが、当然、交付金を受けたら、受け入れるときに、この協定書の広域支援の中に入るのですか。それとも何に入るのですか。それが1点。

2点目は、Dゲートは、私は景観だけではなくて、いろいろ経路があると。Dゲートを生かしてくださいよと。私はDゲートをなぜやらないのかという質問をしているわけです。多数決で決めたとか何とかありますから、私はそれに対して、清原管理者に内容証明を送ってありますから、それによって対処してもらいたい。

前会長が、前々回の締め有的时候に、臭気とかそういうものについては、三鷹の生活環境部長、調布の環境部長、私と事務長との間で協議してやってくださいという仲裁案が入っているわけです。にもかかわらず、ここにありますが、「多数決で決めたのでそれを実施する」ということはどういうことなのですか。お答えください。

b 副会長： まず災害廃棄物の受け入れの関係でございます。ふじみ衛生組合としましては、東京都の全体の考え方に沿ってということでございますので、基本的

には補助金があるなしにかかわらず、これは受け入れていくということで考えております。ここが基本的な考え方でございます。ただし、私どもがたまたま今、建物の建設時期ということがございますので、建設に当たっての補助金については、きちっと国に対して要求していくという、そういう姿勢でございます。

どういふ支援ということになりますと、こちらの災害廃棄物については広域支援での受け入れという形になると思います。

それから、Dゲートの問題については資料4に記載のとおりということでございますので、地元協議会の中でそれまでに数回ほど議論した中で、問題点等があったらそれをまた見直すということを経済条件に、Dゲートを使わないという案で、そのときは地元協議会での結論になったと考えております。

それから臭気については、それぞれ個別に、今現在、何回かやっておりますし、また来年度予算におきましても、いわゆるシートシャッター等の予算を可決していただきましたので、さらなる臭気対策についてはこれからも続けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

B 委員： 1点目は了解しました。そのとおりだと思います。2点目につきましては、あなたのところに7通ぐらい文書を差し上げてありますから、それについて何もやっていないじゃないですか。それを今ここで論議しようとも思いません。したがって、その文書を別途、調布の環境部長からあなたに伝達しますから、Dゲートは、私は廃止することには反対であります。理由がたっていないということを申し上げておきます。

E 委員： 課題のほうをまとめていただいているのですが、その前に確認のところでは聞けばよかったのかもしれませんが、この課題をまとめることによって、議事録を廃止したのか、まず確認のためお答えください。

それから、右側のほうで、「対応の方向性」という書き方でまとめられているのですが、これは事務局の考え方を述べているのだらうと思うのです。だから、協議会としての方向性ではありませんので、これはちょっと、「事務局の意見」とか「当局としての意見」という形にしておいていただかないと、ここにまとめられると、何か月かたつたときには、この方向で決まったというふうに思われるので、その辺は一つ誤解のないようお願いしたいと思います。

あと、課題の中で二、三、意見なり質問があるのですが、まず1つは、別

表1のところで、G委員のほうからご説明がありました。基準を超えたら焼却炉は稼働を停止しますというところは、その項目を協定の中に、どこに入れるか。要するに、別表1は絶対に守らなければいけないということであれば、それを超えたときにはどういうふうにするということが、どこかにうたうべきだろうと思います。それだけの覚悟でおやりになるのだろうと思いますので、よろしくお願いします。

それから、議事録がないので、私が発言したような気がするのですが、ここに書いていないのでわかりませんが、振動とか騒音については年2回測定するというふうな書き方に別表にはなっていますが、これは現工事の中では常時設けて測定されているわけで、そういう機器があるわけですから、そういう測定をお願いしたいということを行ったと思うのですが、ぜひ検討していただきたい。騒音とかそういうものは、測定を年2回して実態がつかめるとかという、それはなかなか難しい問題なのかと思いますし、連続測定の機器が今、工事現場ではついているので、そういう工夫をしていただきたいと思います。

それから、第7条のところで、私がお話しして、その方向性ということで回答が出ているのですが、第7条の3番目、必要に応じ追加測定するということですが、これは常時測定を前提に考えているのか。環境影響評価のところで、最大着地濃度出現地点付近で測定するということですが、測定方法等については検討していくということですが、これは常時測定を前提でそういうことをおっしゃっているのか。それを、この文書では明確でないので、明確にしていきたい。

それから、これも議事録がないので、測定結果の評価、どういうスタンスでやるのか、個人的には4年とか3年ぐらいまとめて評価すればいいのかなと思います。いわゆる評価をどうするか。それが結果的に問題ないということであれば、また操業の継続とか、次の協定の更新ということにつながると思うのですが、そういうことをぜひお願いしたいと思います。

b 副会長： まず議事録については、廃止したわけではありません。物理的に、1カ月だと申しわけないのですが間に合わないことになりますので、前回のものが次回という形になってしまいます。その点をご容赦いただきたいと存じます。廃止したものではございません。

それから、対応の方向性は、おっしゃいますとおり、この協議会の方向性

ということではなくて、これはあくまで、その課題に対して事務局として検討した中での方向性ということです。もし必要であれば、表現を工夫させていただきたいと思います。

G 委員： 騒音、振動の常時測定という点については、本日ご意見をいただいたということで、今後検討していきたい、協議をしていきたいと思います。

それから、最大着地濃度出現地点での測定について、常時なのかどうなのかというお話でございますが、回答にも書いてありますが、測定方法等については今後検討していくことということで、意味がない測定をしてもいけないので、その辺は専門家の先生等のご意見も伺いながら、どういった方法が一番いいのか、測定方法も今後検討していきたいと思っているところでございます。

それから、測定結果の評価でございますが、これは本日の資料4の一番最後に、測定結果の評価を加えるべきであるというご意見をいただいております。これにつきましては第3章のほうで、監視という項目が出てまいります。まさしく監視の視点だと思いますので、これについては第3章であわせて検討していきたいと考えているところでございます。

それから、別表1について、自主規制値を超えた場合、停止すべきだという文言を加えるべきであるというご意見がございましたが、これは第3章12条に、自主規制値を超えた場合の措置ということで、第12条、「乙は可燃施設の稼働において、別表1に掲げる自主規制値を超えた場合には、直ちにその原因となる系統の焼却炉等の運転を停止し、必要な措置を講ずるものとする」ということで書いてございます。よろしく願いいたします。

D 委員： 放射能に関する規制ですが、まとめにもありますように、資料4の裏のほうの最後から2番目のところですが、放射能の規制については、これは当然、事務局側のお考えというふうに考えておりましたが、別の条文または別表の追加等により対応するということが掲げておりますので、多分、6月には当然考え方が示されるのだと思っております。

ところで、ちょっと枠をはみ出すようではございますが、先ほどの話にもございましたように、放射能については極めて関心が高いですので、委員の1人として、こんなふうに事務局から提案していただければありがたいなと思う案を考えてきました。もし会長にお許しいただけるのであれば、資料をお配りして説明する機会を与えていただければと思います。

会 長 : そういう提案がありました。皆様、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

会 長 : それではお願いいたします。

D 委員 : お配りするのにちょっと時間がかかると思うので、もう1件だけよろしいですか。第6条の見解として、これは私が申し上げたことなのですが、別表2などに基づく遵守事項がほかにもあるのではないかと。そう質問したところ、回答の方向づけには、法令等の遵守は第2条の2に既に記載しているということでございます。このとおりなのですが、第2条の2は、単に法令の遵守だけではなくて、いわゆる別表1等も含む協定書自体の遵守も書かれているわけです。とすると、第6条とはダブっていると思われま。

事務局のほうで別表1を非常に重要視されて、何としても守り抜くというお気持ちはよくわかるので、それについて異を唱えるつもりは毛頭ないし、ぜひやっていただきたいのですが、第12条で、それを逸脱した場合の処置がきちんと書かれているので、我々住民としては、第6条に「遵守する」と改めて書いてもらう必要はないのかと。逆にそう書かれると、他の別表はどうなるのかと、どうしてもそう言いたくなるので、第2条の2と、第12条があれば、第6条は要らないと思うわけです。これも考えていただければと思います。

お配りいただいた資料についてご説明いたします。焼却施設における生成物質及び空間の放射線に関する規制を提案させていただきます。

主旨は、焼却施設における生成物質——これは灰と排ガスが主体ですが、それと空間放射線に関する規定を、条文または別表というふうに事務局のほうで示していただきましたが、私は別表5というのをつくりたいと思いました。

2つ目は、周辺大気環境調査の測定項目、別表3の測定項目に、空間放射線量を追加するということがかかっています。

内容については、まず1番目の別表5に関することですが、第7条と8条は、別表を新たに設けるために追記します。ここの中心は3番目の別表5の中身でございます。種別としては、生成物質と空間とがあると思います。生成物質は、中身を言いますと、焼却灰、飛灰、排気ガス、それに排水も入ると思っております。それから空間については、前回、提案させていただいたおりの内容でございます。測定法につきましては、生成物質については国

の基準に従うと。空間につきましては、三鷹市または調布市基準に従い、頻度は月2回ぐらいでいかがかと思っております。

異常時にどうするかという問題ですが、まず、生成物質については、先ほどから出ておりますように、8,000ベクレルを超えるものは特別扱いをする、保管するというごさいますので、それに従っていただければいいと。空間につきましては、年間1ミリシーベルトというのが安全圏ということになっておりますから、それを超えるおそれのある場合に、直ちに地元協議会で協議するというにしたいかがか。年間1ミリシーベルトというのをどうとらえるか、いろいろ説があるようですが、1時間当たり直すと0.23マイクロシーベルトですか、そんな値かと思いますが、これも仮定の数字でございますので、技術の進歩等によって変わってくると思っておりますので、それはそれでいいと思っております。

もう1つは、2番目、周辺大気環境調査の中、別表3ですが、測定項目の中に空間放射線量を追加してもらいたい。測定法とか測定頻度、異常時の処置は別表5と同じとするというようなことで、1つご参考にしていただいで、6月にはしっかりとした回答を示していただければと思っておりますので、ご提案をさせていただきます。

b 副会長： 参考とさせていただきます。

o 委員： 4点ばかりでございます。まず、宮城県の基本合意書、これはご説明いただきましてよくわかったのですが、そのほかに、現在、福島県とか岩手県の合意というのがどうなるのでしょうか。いずれやはり交渉する段階、あるいは合意書を取り交わす段階になるのかどうか、そこが第1点です。

第2点は、2年間で約10万トンを受け入れるというのですが、この場合、不燃ごみは入っていないのでしょうか。

第3問は、多摩地区と都区内二十三区で現在、焼却場がありますが、ふじみは25年4月から稼働なのですが、大体の大枠で、その取り決めというのはどうなのでしょう。負担割合というか、その辺がどうなっているのでしょうかという質問でございます。

それから4番目、私、前回、第9条について申し上げたのですが、今後20年間以上稼働するものですから、交通事故というものがかなり出てくると思っています。これは場内事故と、搬出・搬入の際の事故と、いろいろあると思っておりますが、それに対する補償といえますか、対応する内容が書いていないの

です。ですから、これは入れておいた方がよろしいのではないかと。車のいろいろな事故の細目があると思いますが、やはりこれは調布市長、三鷹市長がかかわりのある問題です。歩行者の事故、自転車の事故だとかいろいろありますから。それから内部の搬出・搬入の不慮の事故だとか、あると思いますから、入れておいたほうがよろしいのではないかと、これは提案でございます。

b 副会長： 私のほうから何点かお答えさせていただきます。現在、東京都でのスキームにつきましては、宮城県が中心でございます。その前、岩手県の宮古市のごみを東京都でも若干受け入れたのですが、現在は宮城県ということでございます。岩手県についても、全体の協定の中では、前も受け入れた経験がありますので、今後、可能性としてはあるかと思っております。ただし、福島県については、これは全く別の、今、国自体が、福島県についてはもう完全に別枠ということで、東京都も、受け入れに当たっては宮城県あるいは岩手県という形になるのではないかと考えております。

それから不燃ごみについては、現在優先的に、いわゆる可燃性のごみということになっております。それぞれのところで一番困っているものが可燃性のごみということなので、当分の間は可燃性のごみということで、不燃性のごみについては、まだ東京都のほうにもその打診は来ていないと伺っております。

それから、廃棄物受け入れの割合等でございます。これはまだ全くわかりません。これから二十三区のほうで約20カ所での受け入れ、それから多摩地域で現在7カ所、将来私どもができたところで8カ所目のところで、どの程度受け入れをしてほしいというふうに、東京都の全体の計画の中での受け入れになりますので、まだ全くわからないところでございます。具体的にもしそういう、東京都の全体からの割り当て等のお話が来た中で、当然、事前にそれぞれ諮らせていただきたいと思います。

それから補償の関係でございますが、基本的には14条に損害賠償というところがございまして、施設の稼働に起因して住民に被害を及ぼした場合は誠意を持って補償に当たるという、原案の中にも、基本的にその部分は入っております。まだ、次の第3章の14条のところでございますけれども。また、前回、委員からご指摘がありました、例えばそれぞれの構成市の車が事故を起こしたような場合、きちんと事故防止を言っていただきたいと思いますというご

要望がありましたので、その点も踏まえさせていただきながら考えておりますが、補償の面はその損害賠償のところで明記しているという形になっております。

なお、安全そのものについては、これからも構内の安全、周辺の交通安全というのは、まさに大事な部分だと思いますので、両市とも調整しながら、これからもやっていきたいと考えております。

○ 委員： 第14条、そういうふうに私は理解したのですが、ここに書いてございますように、「施設の稼働に起因して」とありますので、要するに焼却の原因のみに偏っているような感じがしたものですから。全般的に事故という内容でとらえるのだったら、「施設のあらゆる問題に起因して」と入れたほうがいいのではないかと思うのです。

b 副会長： 最後の点については、また14条のところでの話もあるかと思います。ご意見として、課題点として承らせていただきます。

A 委員： 協定書の課題対応の方向性を示されました。私は概ね、この方向性で整理させていただくということによろしいのかなと、個人的には思っています。ただ、先ほどB委員のお話の中で、事務長の回答で、がれき処理の問題は広域支援に該当するとお答えになりました。古い協定書だったか、広域支援と相互支援と、広域支援だけがあって、その次に相互支援が加えられた案文が加えられまして、広域支援の場合には広域支援協定に基づくものだと言われて、三多摩の市長からの協定書が、私らは配付を受けました。その限りで考えると、広域支援というのは、私はその範囲を指していたのかなと思いました。そうだとすると、女川の問題は広域支援に該当する支援ではなくて、全く別個の想定されない支援が新たに生まれたのだと。だから、前回、もしそういうことが起きた場合にはどこに該当するのかと、私は発言をした——議事録ができてくるとそうなっているはずだと思うのです。発言しましたけれども、組織市以外のごみ処理に当たると思うのです。言葉で言えば。そう私は理解しているのですが、その理解は間違っているのかどうか。そういう理解に立つとすれば、広域支援のほかに、組織市以外のごみ、その他のごみというものを明らかにして起こして、それについての協議ということ盛り込むべきだと思っています。

それから、これは意見になるのですが、私は女川の問題について同意いたしますが、非常に微妙な、さまざまな問題が絡む地域からのことも想定され

るわけです。先ほども意見がありました。私はこれらの問題は、協議だけではなくて同意を必要とすると要求したいわけですし、同意条項を盛り込んでいただきたい。その他のごみについてですね。そういうことを意見として申し上げておきたいと思います。

あと、冒頭申し上げましたが、概ねこの方向で整理された後に、また意見を述べさせていただきたいと思います。

G 委員： 今、A委員のお話しいただいた、広域支援のまさしく定義のお話だと思います。以前の条文には広域支援の定義がありましたので、そういう面では、広域支援と、今、委員がおっしゃる災害ごみの区別ができたと思うのですが、確かに、現在の協定書の案を見ますと、広域支援の定義が消えているものですから、何でも広域支援に入ってしまうような、条文になっているのも確かでございます。

A 委員： それだけで処理しても、私は構わないと思いますけれども。

G 委員： その辺につきまして、条文の整理を一度こちらのほうで検討してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

B 委員： 相互支援と広域支援という、2つあるのですか。

A 委員： それをこれから協議していくと。方向性を出すと。

b 副会長： 今のたたき台には、相互支援と広域支援という形があります。災害ごみの場合には相互支援ではないということは明らかでございます。

B 委員： 一本化するのではなかったかな。

b 副会長： 整理させていただきます。

F 委員： まず、この課題を整理していただいたのは非常によかったなと思います。ただし、やはり底流に流れているのが非常にあいまいな表現で、両方から解釈できてしまうところに問題点があるのだらうと思うのです。この課題の整理についても、先ほども意見がありました。どっち側の意見なのだということが読み方によって変わってきてしまうことがありますから、課題といっているほうは住民委員からの意見として明確に理解できるような表現の仕方をして、対応の方向性という欄については事務局の考え方ということにすれば、それについてもう一度協議しましょうということになるから、どっちがどういうふうに言っているかはっきりわかると思います。とらえ方によって、両方で納得したみたいなお話になってしまうと、これはとんでもない話なので。

それと、第3条の2のところ、振り返って考えてみると、相互支援の協

定先を特定すべきだという意見と、報告ではなく事前協議すべきだと書かれているのですが、これはあくまでも相互支援について、甲に報告するものとするとなっていたことに対しての、報告ではなく事前協議にすべきということですね。だから、今、第3条の2のところに絡んで、広域支援とごっちゃになっているいろいろなってしまうものだから、そのところはもう少し明確に分けていったほうがいいと思うのですが。

私自身は、「相互支援」という文言がいまだにはっきりしないので課題として残っていること自体が、どうも私はすっきりしないんです。調布市が、ふじみができるまでの間に、多摩ニュータウン環境組合と三鷹市環境センターのほうに、今、ごみの焼却を依頼しているのも、広域支援でお願いしているところと明文化されていますよね。そうすると、残るのは、相互支援というのは三鷹市だけの問題なのだろうと私は思うのです。そこが何か、既定のことについて、もうちょっとはっきりして次に進めばいいのに。だから、先ほどのような災害時の問題についても、うっかり、b副会長は広域「的」という言葉を入れればよかったのかもしれませんが。「広域支援」と言ったものだから、そのあたり、私も「そら見たことか」と。やはり定義がおかしいから、いろいろな言葉が一人歩きしてくる原因になるのだろうと、私はそういう意見を持っています。

b副会長： 後段のほうはご意見として承りまして、全体の提案については、そのような形で、わかりやすい表記にさせていただければと思います。

B 委員： 今までの、さっきの2問で、大体私は了解しているのですが、あの中にいっぱい問題があるのですよ。例えばCO₂の問題とか、この間、多摩ニュータウンに行ったときは、毎週2回、職員が、資格のある人が、主な4原則の分析をやっているとか、そういうのがいっぱいあるわけですよ。この協定はそういう細かいことは書いていないですから、これから出てくるのだろうと思いますが、例えばCO₂はこれから別表に入れるとか入れないとか、そういうのがあると思うのですが、この際、協定じゃなくても覚書でもいいですよ、こういうことをやります、ああいうことをやりますと、ふじみから出されたらどうなのですか。

b副会長： まさに、この協定の中で、本文の中に入っている部分と、当然、別に定めるといって今おっしゃられたような部分が出てくると思います。それにつきましても、こういう課題、それから皆さんのご意見を伺った上で、いろい

ろな形で、こちらからも提案をさせていただきたいと思います。

B 委員： それはいつかの会議で出すように言うのですか。それとも計画しているということか、どちらなのですか。

b 副会長： そういう形で、皆様のご意見を伺った上で、その辺についてはこれから考えていきたいと考えております。

E 委員： 災害支援ごみについてですが、個人的には困っているところの支援ですので、極力受け入れたほうが良いと思っています。そうしないと、災害を受けたところは、福島県も含めて大変だろうというふうに思っているわけです。一方、住民の心配としては、先ほど、処理場の境界とか処理場の中での放射能レベルが問題のないレベルであるとの説明があったのですが、1つは、いわゆる大気汚染のような形でどうなるのだろうかという心配が非常にあると思うのです。

私も福島県に頻繁に行っているのですが、現在、向こうではモニタリングポストというのを置いて測定している。まちの隅々に置いている。比較的簡単な測定器で、放射能は測定できることもあるのかもしれませんが、そういう測定機器を使って環境測定しています。これは既に汚染されている地域の例ですが、心配を取り除くといえますか、安全性を確認するためには周辺の測定をするということも、放射能を含むごみを処理する場合は考えていかなければいけないのではないかと思います。

今度の女川等は特に問題があるようなレベルとは思いませんが、そういう心配を持っている人たちが非常に多いのではないかと思いますし、心配レベルが神経質になり過ぎてもいけないと思うのですが、そのために、もう1つの方法としては、環境アセスでいろいろと調査されたので、そのデータからセシウムがどう挙動するのかシミュレーションしてもらえないものか。せっかく環境アセスをおやりになったデータがあるので、活用できないものか。さらには、もう一度アセスをすることは可能であるのかどうかとか、幸い、ふじみはこれからまだ稼働するまで時間がありますので、そういうことも一応データをとった上でご説明をしていただいたほうが納得しやすいのではないかと思います。意見として申し上げます。

会 長： 第2章の課題について、この辺でよろしいですか。どうですか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、その他に移らせていただきます。

H 委員： その他報告、新ごみ処理施設建設工事進捗状況についてと、第2回新ごみ処理施設建設工事見学会についてということと、もう1点、冒頭に机の上に配付しておきました、施設稼働前の大気質測定結果について、この3点についてご報告させていただきます。

工事の進捗状況につきましては、写真を撮ってございますので、パワーポイントを使いまして、説明をさせていただきます。

前回の協議会のときは、進捗率が約46%でしたから、1カ月たって、今回は約52%まで進んでございます。

これは毎回同じ方向から見た写真が次のページでございます。これが北西の方角から現場事務所を臨んだものとなっております。ごらんとおり、ほとんど建物も形ができ上がっています。こちらに蒸気復水機という装置があるのですが、この鉄骨が延びてきますと、もう最終段階です。このあたりの鉄骨のところが、組み立てが終わりますと、もう最終的な形でございます。

今、ここ、ラフタークレーンという機械で、赤いパネル、これはボイラーの部品なのです。きのうの見学会に来られた方は炉の上に赤いパネルがあったのをごらんになっていると思いますが、これを搬入している状況でございます。

煙突につきましては、1月中にはほぼ内筒の取り付けが終わりまして、あとは6月以降に、外観の塗装をすれば、完成というところまで来てございます。

続きまして1階の平面図、今度は1階の玄関のあたりの写真を撮ってございます。こちらがふじみ衛生組合といいますか、新ごみ処理施設の正面の出入り口、今までこういうところにコンクリートを打ったばかりで、支保工という足場が、資材がいっぱい並んでいましたが、もうこのようにとれて、外壁などもこういう状況で見えてきてございます。

それから、今度は出入り口がございまして、その中へ入っています。今、出入り口はここになりますが、こちらが自動ドアのついた正面の出入り口になっています。そこを入りますと、お客様のたまるホールがございまして。環境学習機能等、この辺に展示物を設置したり、図書コーナーをつくってみようというような案で、今、市民検討会のほうでそういう議論を進めているところでございます。

入り口を入りますと、こちらが女子トイレです。こちらが身障者のトイレ、それから男子トイレでございます。その奥にエレベーターがあって、奥は階

段という状況ですが、写真がございませぬ。もうこういう状態で、もうコンクリートが完全に打たれている状態です。ここに赤いコーンがありますが、こちら側がトイレのゾーンです。その奥にエレベーターと階段がございませぬ。それから、こちらがプラットフォームを見学できる窓になってございませぬ。

次のページ、プラットフォーム見学窓、ちょっと拡大してございませぬ。この右側にごみを落とすところがあると。もうこのような状況まで来てございませぬ。

続きまして、同じ1階ですが、今度は非常用発電機というのがこの施設はございませぬ。それを写したものです。こういう装置です。これは発電機になるのですが、蒸気タービンで発電するという、その機械ではございませぬ。これは、この施設で何か緊急事態、例えば何かトラブルがあつて、例えば東京電力の電源が切れてしまふ、ふじみの発電する電気もなくなつてしまふというような最悪の事態に、この発電機が起動しまして、施設を安全にとめるための非常用の発電機となっています。この辺の据えつけも終わつてございませぬ。

それから、今度は2階へ上がつていきまして、炉を設置しているところの写真です。これがまさにストーカと呼ばれる、炉の一番下になっている部分です。ごみはここ、「給じん装置」と書かれている上から落ちてきます。で、給じん装置で、油圧で炉の中へごみが落とされる。ここが乾燥のための一段目のストーカになっています。この真ん中のところが燃焼火格子、燃焼用のストーカです。それから、ちょっと隠れておりますが、最後、一番この右側が後燃焼火格子と言われている部分です。ここのストーカは、固定の部分と可動の部分と交互に入つていまして、可動の部分が右側へ油圧で押すことによつて、ごみは左から右側へ。で、完全に燃焼した後、地下にございませぬ灰ピットのほうへ落つちていくということにございませぬ。もう、これは建設中でないと見られない、多分二度と見られない写真になっていると思ひます。

続きまして、ちょっと前の写真だったのですが、2月20日になりますと、もうこの下の部分が先ほどの火格子の部分で、その上にちょっとボイラー用の側面水冷壁という壁ができ上がつていませぬ。細い管が見えると思ひますが、この中に水を通しまして、高圧の水蒸気をつくるというものでございませぬ。

続きまして、これが今の側面水冷壁の内側から撮つたものです。まだこういうところは隙間があいていませぬが、この辺もまだ取りつけ途中ということ

で、細かい配管が見えると思いますが、ここの中に水を通して蒸気をつくるというものでございます。これも今しか見られない写真でございます。

続きまして、今度は3階に上がりまして、3階は私どもが入る事務室であるとか、こちらに大研修ホール。この建物ができ上がりますと、地元協議会についてはこの大研修ホールで開きたいと思っております。

3階の写真、ふじみの職員がいますが、もう床の部分はコンクリートが打たれています。今立っている職員のあたりが事務室です。大研修ホールというのはこの一番奥、ちょっと明るくなっている部分、ここの部分で地元協議会をやらせていただくというものでございます。

B 委員： 出口のエアカーテンはどうなったのですか。

H 委員： プラットフォームの写真を、今回は用意していないのですが、出口側はエアカーテンがございます。

B 委員： 広さはどのぐらいあるのですか。

H 委員： 申しわけないのですが、大きさがわかるものが今ございませんので、次回、出口の大きさをお知らせをさせていただきます。

それでは、工事の進捗状況は以上とさせていただきます、きのう行われました第2回新ごみ処理施設工事の見学会についてのご報告をさせていただきたいと思っております。

昨日、日曜日になりますが、第2回目——第1回目は6月5日に行いまして、まだ地下のほうと煙突等もあまりでき上がっていないときに実施したのですが、きのうは、今、写真等をごらんいただきましたが、まさにああいう状況のものを見ていただいたのですが、午前10時と午後2時の2回開きまして、午前につきましては合計で106名の方が参加されました。会長をはじめ、副会長、また委員の方もご参加いただきまして、ほんとうにありがとうございました。午後の部につきましては合計75名、午前・午後合わせて181名の方のご参加をいただきました。

主な見学場所でございますが、タービン発電機室、炉室、灰コンベア室、排ガス処理室、煙突、灰積み出し場、それからプラットフォームというような場所をごらんいただきました。大勢いらっしゃったもので、午前・午後とも3班に分かれて、時間をずらせてご案内することができました。

参考までに、三鷹市、調布市の参加人数ですが、総数が181名で、三鷹市民の方が120名、調布市民の方が46名、他市からの方が15名いらっしゃ

いました。

もう1点、施設稼働前の大気質の測定結果ということで、一番最初に机上への資料配付の確認をさせていただきましたが、A4で両面印刷されているものです。「施設稼働前の大気質測定結果」というものでございます。よろしいでしょうか。

これは12月の地元協議会のときに、最大着地濃度出現地点の近くで大気質のバックグラウンドデータをとらせていただきますという報告をさせていただきました。先週、このデータがまとまりましたので、皆さんにお示しするものでございます。

測定場所につきましては、12月の段階でお話ししたとおり、三鷹市につきましては三鷹市立南浦小学校、調布市側につきましてはしいの木公園という場所で行いました。測定の期間は、表1の注1のところにありますが、冬季の記録ということで、平成24年1月17日から23日の間、測定をいたしました。

測定項目ですが、表1には二酸化硫黄、表2について二酸化窒素、表3が浮遊粒子状物質。それから裏面にいきますがダイオキシン類、表5と書かれております塩化水素、表6になります水銀、この6種類を測定いたしました。

ちなみに、データを見てみますと、表1ですが、南浦小学校、しいの木公園とも、この測定期間の平均値は0.002ppmということです。これは時間ごとにデータをとりまして、例えばこの表の一番右側、1時間値の最高値、時間ごとに変化をするということで、南浦小学校については0.006、しいの木公園については0.007というデータが出てございます。これは1時間値の最高値で、平均は0.002ですが、こういう最高のデータも出ております。1時間値の日平均の最高値——右から2番目の表ですが、これは両方とも0.003となっております。

参考までに、上から3番目ですが、武蔵野市で常時観測している地点もございますので、参考までに数値を載せてございます。

環境基準が、こちら、注3にございますが、1時間値の1日平均値が0.004ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であることが環境基準でございます。どちらの数値につきましても、この表の一番右側を見ていただきますと、1時間値の最高値であっても、しいの木公園が0.007、基準が0.004ですのでけたは違うと。かつ——あ、申しわけありません、1日平均値が、右から2番目は0.003、基準値は0.004ですので、やはりけたは違うと。

1時間値も、見ていただくとしいの木公園が0.007という数値ですが、1時間値は0.1ppm以下であることという環境基準がございますので、二酸化硫黄の例しか説明はしませんが、そういう状況で、二酸化窒素、粒子状物質、裏面のダイオキシン、塩化水素、水銀についても、環境に定める基準、現在のところ特に問題のあるデータは出ておりません。

このデータが、冬季ということで、ふじみが運転する前の冬場のデータということで、採用ということで、この後、この表の春季というのがございます。おそらく4月に入ってから、また同じような南浦小学校としいの木公園をお借りして、この測定を春夏秋と、ふじみが稼働する前のデータとしてとっておきたいと思っております。

E 委員： 表2は、1時間値は環境基準を超えているというわけですか。最高値は超えていると。

H 委員： 表2については、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmということで、1時間についての規定がないんです。環境基準については1日の平均値ということなので、右から2番目の表を見ていただくと、このゾーンよりも低いと。だから、1時間値の最高値というのは、環境基準として採用はしていないんです。

E 委員： それはわかります。

H 委員： 超えているのは超えています。この数値よりは超えておりますが。

E 委員： 1週間にわたっての測定だと思うので難しいかもしれませんが、天候、それから風向・風速、環境アセスで随分調査されているように、ダイオキシンの例では1.2メートルの風速の場合は700メートルぐらいの下流が最大濃度になるというのがあるので、測定したときの気候条件で、最大となるのは、どの地点でどの位の濃度になるという、濃度マップを描くというような評価もお願いしたいと思います。今後いろいろと続けて測定されるので、まとめてからでいいと思いますが、よろしくお願いします。

H 委員： E委員のおっしゃるとおり、風向・風速につきましては、現地でデータはとっています。ただし、風向・風速は常時動いているので、これを表に写すということがなかなかできないということで、データとしてはしいの木公園のほうで風速の測定をさせていただきます。

O 委員： 表の中で、この前、三鷹市役所の庭で、この数値をとるといようなお話があったように思いますが、その計画はあるのですか。

H 委員： 表1で、周辺常時監視測定局の結果という、例えば武蔵野市関前で、常時観測しているポイントがあるのです。三鷹市は三鷹市の屋上で、ダイオキシンははかっているのですが、二酸化硫黄の測定だとか、三鷹市だけではなくて調布市役所の屋上で常時測定する測定局というのがありまして、測定をしているのです。それを入手して、今回も武蔵野市関前のデータをここに載せていただいたということです。

O 委員： あわせて、併用して載せていただくといいのですが。そうはいかないのですか。

H 委員： 入手して、例えば近い、この場所が見たいということであれば、それはそれで対応したいと思います。

会 長： それでは、時間も過ぎておりますので、次回日程とさせていただきます。次回、3月となっておりますが、事務局案があればお願いいたします。

事務局： 次回日程、3月ということでございますが、前回は1月に開催したときに、次回は3月ということで、課題等の整理をしないと、時間があき過ぎだというお言葉もございまして、急遽このたび2月の本日に設定させていただいたわけですが、私どものほうでは、次回を3月といたしますと、4月があいて5月ということになります。課題等の整理をして、こういう形で進めていくのであれば、4月も含めてご提案させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

会 長： 日程を今回の協議会で決める必要がありますか。

事務局： 今後、こういうふうには下旬の設定でございますと、開催については市報等でお知らせしております。これは傍聴のお知らせを出す都合上、1カ月ぐらい前に市報原稿を提出する必要があるございまして、もし4月に開催するとなると、3月・4月とあわせて日程を本日設定させていただければと思います。

会 長： はい、わかりました。それでは4月に開催する必要があるかどうか。いかがでしょうか。今の進みぐあいでありまして開催のほうがいいのかなと思いますが。

F 委員： やりましょう。やりたいと思います。

会 長： ありがとうございます。では4月も開催ということでお願いしたいと思います。

まず3月からの提案を、事務局、お願いいたします。

事務局： それでは、約1カ月後ということで、3月28日の水曜日から29日の木曜

日、どちらかをお願いいたしたいと思います。

(日程調整)

会 長 : 3月29日の木曜日ということをお願いしたいと思います。

4月の提案を、事務局、お願いいたします。

事務局 : それでは4月も最後の週でお願いできればと思ひまして、4月25日の水曜日か26日の木曜日、どちらかをお願いできればと思います。

(日程調整)

会 長 : 4月26日、木曜日ということをお願いしたいと思います。会場は同じということで、時間は午後6時半からです。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の地元協議会、終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後8時40分 散会